

総代選挙規約

(総則)

第1条 定款第46条、第47条および第48条に規定する総代の選挙については、定款の定めのほかこの規約の定めるところによる。

(選挙区)

第2条 総代の選挙については選挙区を設けて行う。

2 選挙区については、生協の「地域」を単位とし、理事会で定める。

(定数)

第3条 選挙すべき総代の定数は、定款第46条の定める範囲内において、選挙区ごとの組合員数を基礎に、組合員組織の状況を考慮して理事会で定める。

(総代選挙管理委員会)

第4条 理事長は、総代の選挙の実施にあたり理事会の同意を得て総代選挙管理委員7名を指名する。

2 総代選挙管理委員（以下「管理委員」という）は総代選挙管理委員会（以下「管理委員会」という）を構成し、総代選挙管理委員長（以下「管理委員長」という）を互選する。

3 管理委員会は総代選挙に係わる事務を総括し、総代会の会日の14日前までに、当選人を確定しなければならない。

4 管理委員会の議事は、管理委員の半数以上の出席のもとで、出席者の3分の2以上の多数により決する。

(選挙の公告)

第5条 管理委員長は、総代の選出を行う年の総代会の会日の60日前までに、以下の事項について、この生協の掲示場に掲示して公告しなければならない。

1) 第2条による選挙区および第3条による選挙区ごとの定数

2) 第6条による候補者登録の受付期間および受付方法

2 総代選挙において選挙権および被選挙権を有するものは、第1項の公告があった日の前月の末日の組合員名簿に登録されている者とする。ただし、第13号による補充選挙においては管理委員会の定める日の組合員名簿に登録されているものとする。

(候補者登録)

第6条 被選挙権を有する全ての組合員は、自由に立候補し、または被選挙権を有するものの中から候補者を推薦することができる。ただし、役員と職員および管理委員者は、候補者となることができない。

2 前項において、候補者を推薦するときは、推薦を受けるものの同意をあらかじめ得ておかなければならない。

3 総代に立候補する者は、その者の所属する選挙区の候補者となる。

4 候補者は当選が確定するまでの間、いつでも候補者登録を取消することができる。

(選挙運動)

第7条 選挙運動は、管理委員会があらかじめ定めた指示に従って行うことを要する。

2 選挙運動を行うにあたり、前項による理事会の指示との関係について、疑義があるときは、管理委員会の裁定に従わなければならない。

(選挙)

第8条 選挙は、第6条による候補者が第3条による選挙区ごとの定数を超えた選挙区について投票をもって行う。ただし、候補者が定数内である選挙区については、投票を省略して候補者全員を当選人とする。

2 前項により投票を行う選挙区については、その選挙区における投票に係わる事務を管理するため選挙区選挙委員会（以下「選挙委員会」という）をおく。

3 理事長は、選挙委員会を構成する委員若干名を、管理委員会の同意を得て指名する。ただし、候補者を委員として指名することはできない。

4 選挙委員会は、選挙区選挙委員長（以下「選挙委員長」という）を互選する。

5 選挙委員長は、投票を行う日の7日前までに、次の事項をこの生協の掲示場に掲示して公告しなければならない。

- 1) 候補者の氏名
- 2) 投票の日時および場所
- 3) 投票の方法

6 選挙委員会の議事については、第4条第4項を準用する。

(投票)

第9条 投票は、候補者を被選挙人として、受付順に連記した投票用紙の当選させたい被選挙人に○印をつける連記無記名制により行う。

2 投票は、組合員自らが行わなければならないが、代理人により投票することはできない。

3 次の投票は無効とする。

- 1) 所定の投票用紙以外の用紙を使用したもの
- 2) ○印以外の事項を記入したもの
- 3) 定数を超える数の○印を記入したもの
- 4) 白票

4 当選は有効得票数の順による。ただし、得票が同数の者については抽選により順位を定め、その順により当選人とする。

5 前項により当選人が決定したときは、選挙委員長は、当選人の氏名を速やかに管理委員長に報告するとともに、当該選挙区の投票事務の状況および投票結果に関する記録書を管理委員長に提出しなければならない。

(立会人)

第10条 投票が行われる選挙区の候補者は、各候補者につき1名の立会人を指名することができる。立会人は、選挙委員会の行う選挙事務の妨げにならない範囲で、選挙事務の状況を監視することができる。

(当選人の通知および公告)

第11条 第8条第1項ただし書により当選人が決定したとき、および第9条第5項に基づく当選人の通知があったときは、管理委員長は、速やかに当選人の氏名を理事長に報告するとともに、当選人の氏名をこの生協の掲示場に掲示して公告する。

2 理事長は、直ちに総代認定証をもって当選者に当選の旨を通知する。

(就任)

第12条 当選人は、前条の公告の翌日をもって総代に就任するものとする。ただし、公告の7日後までに当選人が書面をもって就任の辞退を理事長に届出た場合はこの限りではない。

2 第8条第4項の当選人が前項の規定に基づき就任を辞退したときは、管理委員会は次点者をもって当選人とすることができる。

(異議の申立)

第13条 選挙に関する異議の申立ては、当選の公示があった日から7日以内に、申立人が自ら書面をもって、管理委員長に対してこれを行う。

2 前項による申立てがあったときは、管理委員会は異議の当否について裁定し、申立人に対して書面をもって裁定の結果を通知しなければならない。

(補充選挙)

第14条 選挙区の定数の5分の1を超えて総代の定数が欠けた場合において、総代会を招集しようとするときは、理事長は当該選挙区について補充選挙を実施しなければならない。

2 補充選挙については、前各条を準用する。

(選挙録)

第15条 管理委員長は総代選挙の実施状況に係わる事項を記載した選挙録を作成し、管理委員会の議を経て記名押印し、理事長に提出しなければならない。

2 1以上の選挙区において投票があったときは、第9条第5項による当該選挙区の記録書を添付することを要する。

3 理事長は、前2項の書類について、投票用紙その他の関係書類とともに少なくとも1年間保存しなければならない。

(細則)

第16条 理事会は、法令、定款およびこの規約に定めのない総代選挙に係わる事項について必要な規定等は、別に定めることができる。

(改廃)

第17条 この規約の改廃は、総代会において行う。

(附則)

この規約は、1991年10月18日より施行する。

2001年 6月 8日改定。

2008年 6月10日改定